

平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマノホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 山野 義友
(コード番号 7571)
問い合わせ先 取締役専務執行役員
管理本部長 金木 俊明
電 話 番 号 0 3 - 3 3 7 6 - 7 8 7 8

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

当社は、優先株式に係る配当負担を軽減することを目的として、平成 25 年 9 月 30 日付でA種優先株式及び平成 25 年 10 月 31 日付でB種優先株式を取得し、消却いたしました。よって優先株式が不発行となりましたので定款の変更を行うものであります。

- ① 第 6 条の種類株式のA種優先株式及びB種優先株式を削除し、発行可能株式総数を規定するとともに、種類株式を削除するため第 7 条の単元株式数に普通株式を削除するものであります。
- ② 第 2 章の 2 「A種優先株式」、第 2 章の 3 「B種優先株式」を削除し、優先株式に関する規定(第12条の 2 ～第12条の19)を削除するものであります。
- ③ 種類株主総会に関する規定を整備するため、第 3 章の 2 「種類株主総会」削除し、第19条の 2 及び第19条の 3 を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日 (金)
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日 (金)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、<u>88,000,000株とし、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の各発行可能種類株式総数は、それぞれ、87,999,900株、50株及び50株とする。</u></p> <p>第7条 本会社の<u>普通株式</u>の単元株式数は100株とする。</p> <p>第8条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 章の 2 A種優先株式</u></p> <p>(優先配当金)</p> <p><u>第 12 条の 2 ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録された A 種優先株式の株主又は A 種優先株式の登録株式質権者に対して、基準日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額(以下「A種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として剰余金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、88,000,000株とする。</p> <p>第7条 本会社の単元株式数は100株とする。</p> <p>第8条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>A種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額（当該剰余金の配当の基準日に属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が2010年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（いずれも同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p>③ <u>ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。</u></p> <p>④ <u>A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前各項のほか、A種優先配当金を超えて配当は行わない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第12条の3 本会社は、本会社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり下記に定める金額（以下「A種残余財産分配額」という。）を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。A種残余財産分配額は、A種優先株式1株あたり(i)払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)払込金額相当額に解散日が属する事業年度開始日から解散日の前日（同日を含。）までの期間に対して年率5%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和とする。</u></p> <p><u>②A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第12条の4 譲渡制限は定めない。</u></p> <p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第12条の5 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(単元)</u></p> <p><u>第12条の6 A種優先株式の1単元の株式数は1株とする。</u></p> <p><u>A種優先株主は、単元未満株式売渡請求権を有しない。</u></p> <p><u>(金銭対価の取得請求権)</u></p> <p><u>第12条の7 A種優先株主は、2013年9月30日以降いつでもA種優先株式全株を</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>下記の定める金額（以下「A種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること（以下「A種優先株式償還請求」という。）ができる。なお、A種優先株式償還請求がなされた日における分配可能額を超えて、A種優先株主からA種優先株式の取得の請求が行われた場合、取得するA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「A種優先株式償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、(i)払込金額相当額及び(ii)払込金額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額（払込期日（同日を含む。）から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日までの期間については、かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p><u>(金銭対価の取得請求権) (強制償還)</u></p> <p>第12条の8 本会社は、A種優先株式の全部又は一部を、払込期日から1年後の応当日以降いつでも、本会社の取締役会決議に基づき、A種優先株式1株につき、下記の定める金額（以下「A種優先株式強制償還請求価額」という。）の金銭を支払うことと</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>引換えに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、取得すべきA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「A種優先株式強制償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、(i)払込金額相当額及び(ii)払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日)を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日までの期間については、かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</u></p> <p><u>(普通株式対価の取得請求権)</u></p> <p><u>第12条の9 本会社が発行するA種優先株式の全部又は一部は、本会社に対して普通株式を対価とする取得の請求はできないものとする。</u></p> <p><u>(株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等)</u></p> <p><u>第12条の10 本会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割又は併合は行わない。本会社は、A種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>受ける権利を与えず、また株式無償割当又は新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p><u>第2章の3 B種優先株式</u></p> <p><u>(優先配当金)</u></p> <p><u>第12条の11 ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、基準日の最終の株主名簿に記録された普通株主（以下「普通株主」という。）及び登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株あたりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額（以下「B種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として剰余金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。</u></p> <p><u>②B種優先株式1株当たりのB種優先配当金の額は、B種優先株式1株あたりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額（当該剰余金の配当の基準日に属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が2010年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（いずれも同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「B種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、B種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。</p> <p>④B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前各項のほか、配当金を超えて配当は行わない。</p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第12条の12 本会社は、本会社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株あたり下記に定める金額（以下「B種残余財産分配額」という。）を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。B種残余財産分配額は、B種優先株式1株あたり(i)払込金額相当額、(ii)B種累積未払配当金相当額及び(iii)払込金額相当額に解散日が属する事業年度開始日から解散日の前日（同日も含む。）までの期間に対して年率5%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>②B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>(譲渡制限)</u></p>	(削除)
<p><u>第12条の13 譲渡制限は定めない。</u></p> <p><u>(議決権)</u></p>	(削除)
<p><u>第12条の14 B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(単元)</u></p>	(削除)
<p><u>第12条の15 B種優先株式の1単元の株式数は1株とする。</u></p> <p><u>B種優先株主は、単元未満株式売渡請求権を有しない。</u></p> <p><u>(金銭対価の取得請求権)</u></p>	(削除)
<p><u>第12条の16 B種優先株主は、2014年9月30日以降いつでもB種優先株式全株を下記の定める金額（以下「B種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を対価として取得することを本会社に請求すること（以下「B種優先株式償還請求」という。）ができる。なお、B種優先株式償還請求がなされた日における分配可能額を超えて、B種優先株主からB種優先株式の取得の請求が行われた場合、取得するB種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「B種優先株式償還請求価額」は、B種優先株式1株あたり、(i)払込金額相当額及び(ii)払込金額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額（払込期日（同</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p> <u>日を含む。)から平成2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日までの期間については、かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。)とする。</u> </p> <p> <u>(金銭対価の取得請求権)(強制償還)</u> </p> <p> <u>第12条の17 本会社は、B種優先株式の全部又は一部を、払込期日から1年後の応当日以降いつでも、本会社の取締役会決議に基づき、B種優先株式1株につき、下記の定める金額(以下「B種優先株式強制償還請求価額」という。)の金銭を支払うことと引換えに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、取得すべきB種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「B種優先株式強制償還請求価額」は、B種優先株式1株あたり、(i)払込金額相当額及び(ii)払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時</u> </p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日までの期間については、かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u> <u>（普通株式対価の取得請求権）</u></p>	
<p><u>第12条の18 本会社が発行するB種優先株式の全部又は一部は、本会社に対して普通株式を対価とする取得の請求はできないものとする。</u> <u>（株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等）</u></p>	(削除)
<p><u>第12条の19 本会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式についての株式の分割又は併合は行わない。本会社は、B種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>	(削除)
<p>第13条～第19条 （条文省略）</p>	第13条～第19条 （現行どおり）
<p><u>第3章の2 種類株主総会</u> <u>（種類株主総会への準用）</u></p>	
<p><u>第19条の2 第15条及び第16条並びに第19条の規定は、定時株主総会に準用する。</u> <u>（種類株主総会の決議方法）</u></p>	(削除)
<p><u>第19条の3 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>をもって行う。</u></p> <p><u>②会社法第324条第2項に定める種類株</u> <u>主総会の決議は、議決権を行使する</u> <u>ことのできる株主の議決権の3分の1</u> <u>以上を有する株主が出席し、その議</u> <u>決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第20条～第43条 （条文省略）</p>	<p>(削除)</p> <p>第20条～第43条 （現行どおり）</p>